

令和元年度地域密着型サービス外部評価の実施について

認知症対応型共同生活介護事業所は、原則として毎年度1回以上、県が指定した外部評価機関による外部評価を受審しなければなりません。

○ 制度の根拠法令

地域密着型サービス外部評価・・・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第86条第2項

○ 実施回数

原則年1回

○ 軽減措置について

本県においては平成26年度から、以下の外部評価軽減要件を過去5年間継続して実施している事業所にあつては、外部評価（訪問調査）の実施が2年に1回に軽減されます。

ただし、軽減措置が認められた事業所であっても「自己評価」及び「目標達成計画」を所管の市町村へ提出し、WAM-NETへ公表する必要があります。

外部評価軽減要件

- ① 「自己評価及び外部評価」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。
- ② 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- ③ 運営推進会議に、事業所の存する市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- ④ 「自己評価及び外部評価」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

○ 小規模多機能型居宅介護の平成27年度からの外部評価

小規模多機能型居宅介護事業所については、平成27年度以降、外部評価機関による外部評価ではなく、事業所が自らサービスの質の評価を行い、運営推進会議で報告した上でその結果を公表する必要があります。

○ 指定評価機関（7 機関）

| 評価機関の名称 | 所在地 | 連絡先 |
|--------------------------|--|--------------|
| 特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント | 〒476-0015 東海市東海町 2-6-5 かえでビル 2 F | 052-693-7891 |
| 特定非営利活動法人 「サークル・福寿草」 | 〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町 13-19 | 052-871-7400 |
| 株式会社 中部評価センター | 〒458-0825 名古屋市緑区左京山 104 加福ビル左京山 1 F | 052-623-7401 |
| 特定非営利活動法人 なごみ（和）の会 | 〒464-0853 名古屋市千種区小松町 5-2-5 | 052-732-6688 |
| 株式会社 ユニバーサルリンク | 〒463-0035 名古屋市守山区森孝三丁目 1010 番地 | 052-768-5619 |
| 株式会社第三者評価機構 愛知評価調査室 | 〒467-0815 名古屋市瑞穂区本願寺町 2 丁目 74 | 054-266-7675 |
| 一般社団法人 福祉サービス評価センター | 〒454-0822 名古屋市中川区四女子町 1 丁目 59 番地の 1 | 052-351-8038 |

○ 地域密着型サービス外部評価 概念図

